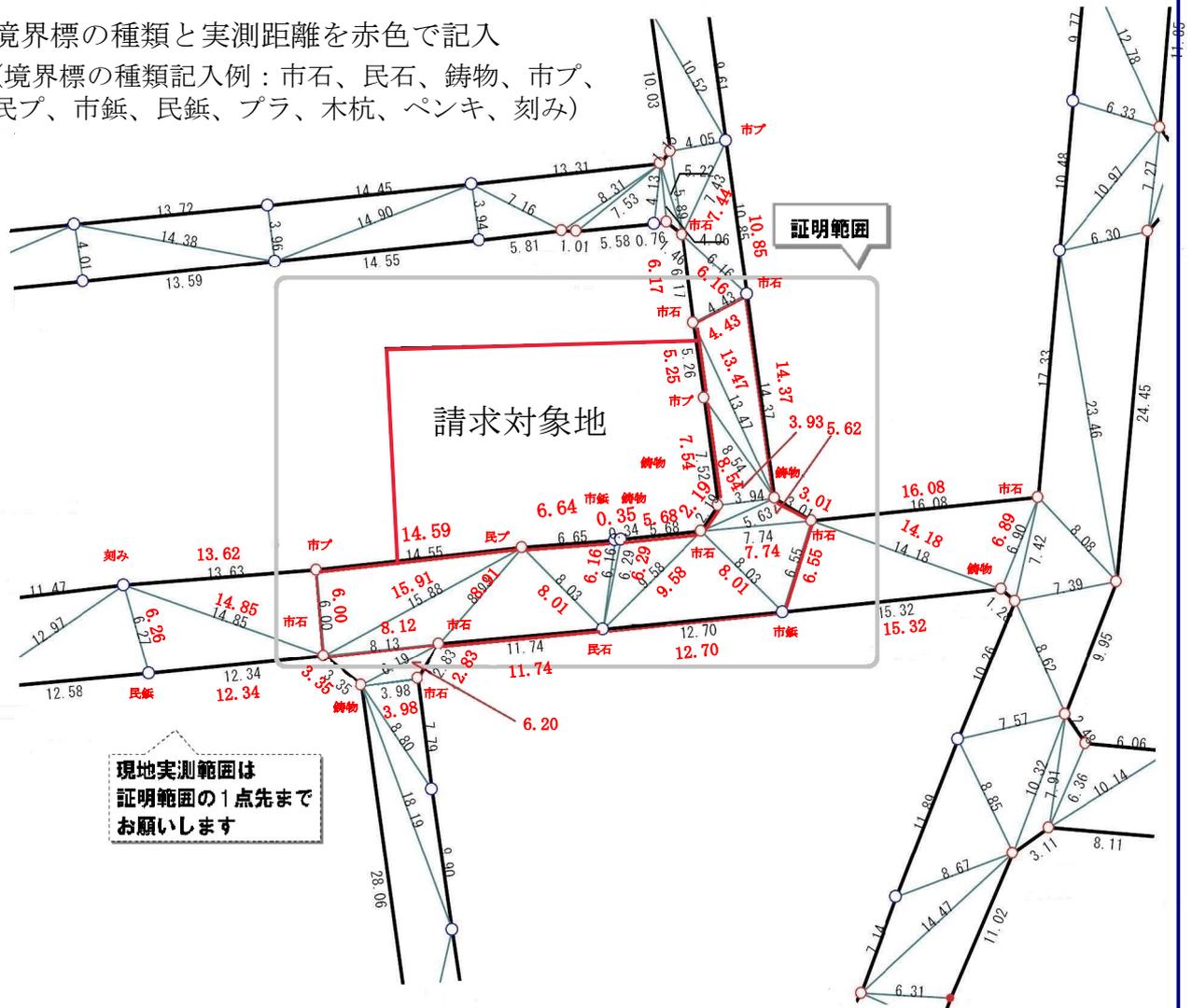


《図面謄本 現地実測図記入例》

※現地実測数値は、道路台帳区域線図又は道水路等境界調査図の写しに記入

境界標の種類と実測距離を赤色で記入

(境界標の種類記入例：市石、民石、鍔物、市プ、民プ、市鋸、民鋸、プラ、木杭、ペンキ、刻み)



【注意事項】

- 1 現地実測数値と境界標の種類は、赤色で記入してください。
- 2 現地実測数値は、必ず道路台帳区域線図又は道水路等境界調査図の写しに記入してください。(プロット図や地積測量図などを新たに作成する必要はありません)
- 3 現地実測の範囲は、請求対象地の対側地も含みます。(上図：現地実測図記入例参照)
- 4 現地の実測は請求日以前3か月以内の直近日に行ってください。(現地調査日から請求までに日数が経過していると、現地の状況が変化することがあり、そのため証明交付ができないことがあります)
- 5 検査における留意事項がある場合は、実測図にその旨を記入し、担当職員までお知らせください。(例：計測のため民地側に立ち入る必要がある場合や、境界標の目視による発見が容易でない場合等)
- 6 劣化の激しい境界標は、亡失していると判断されることがあります。